

論
説

担保保存義務に関する一考察

——沿革的・比較法的考察（八）——

辻
博
明

一 はじめに——問題設定

二 ローマ法

(1) 保証制度の「推移」——担保保存義務制度の視点から

(2) 担保保存義務制度の「起源」とその継受——問題点の整理

三 フランス法

(1) フランス古法——ポティエの主張を中心に（以上本誌六一巻一号）

(2) 立法趣旨

(3) フランス民法——制度の本質、要件・効果（現行三三―四条）、近時の変化（以上本誌六一巻二号）

四 ドイツ法

(1) ドイツ民法典成立前の概要

(2) 立法趣旨（以上本誌六二巻一号）

(3) ドイツ民法——制度の本質、要件・効果

① 制度の本質

(i) 制度趣旨・法的構成（以上本誌六二巻二号）

(ii) 免責対象者

② 免責の要件

③ 効果

④ 整理・検討——フランス法との比較 (以上本誌六二卷四号)

五 スイス債務法

(1) 旧法における議論の概要——義務の位置付け・範囲、要件・効果、共同保証をめぐる問題 (以上本誌六三卷一号)

(2) 立法趣旨 (以上本誌六三卷二号)

(3) スイス債務法(一九四一年法)

——債権者の保証人に対する注意義務の拡大・強化、義務の性質、担保保存義務、共同保証をめぐる問題

① 債権者の注意義務——保証人に対する注意義務の性質・拡大・強化

(i) 保証契約の特性——立法上の配慮の必要性

(ii) 債権者の保証人に対する注意義務の性質・拡大、強行法規化

(iii) 小括 (以上本号)

五 スイス債務法

(3) スイス債務法(一九四一年法)——債権者の保証人に対する注意義務の拡大・強化、義務の性質、担保保存義務、

共同保証をめぐる問題

① 債権者の注意義務——保証人に対する注意義務の性質・拡大、強行法規化

スイスにおいては、旧スイス債務法(一九一一年法)において、債権者の保証人に対する注意義務に関する規定が導入されていたが(先述五(1))、保証法の改正(一九四一年法)を経て(先述五(2))、債権者の注意義務を拡大・強化

する改正がなされ、その解釈に展開が見られる。以下では、債権者の注意義務の性質、注意義務の拡大・強化、その背景の視点から分析することにする。

(i) 保証契約の特性——立法上の配慮の必要性

保証契約は、次のような四つの要素において、他の契約と異なる特性を有する。保証人は、特別な危険を負っており、立法上特別な配慮が求められるとされる（傍線筆者、以下同様）。まず、保証人は、「他人の債務」について責めを負っており、保証を引き受けても、債権者から「反対給付」を受けない（①「法的特性」（片務性））。主たる債務者は、保証によって利益を得るが、保証人は、主たる債務者に代わって弁済する責めを負うだけである。しかも、保証人は、物的担保の提供者と異なり、その「全財産」が責任財産とされる。次に、保証人は、主たる債務者の信用を「補完」している（②「経済的特性」）。債権者は、唯一の担保である保証を当てにして、主たる債務者に信用貸しすることが多い。物的担保があったとしても、その換価によって担保されない部分の危険を負担するのは、保証人である。債権者は、保証がなければ自らが負わなければならない危険を、保証人に転嫁しているとされる。さらに、保証人は、主たる債務者から頼み込まれて「親切心」から責めを引き受けることが多い。そのような状況において、保証人が事実関係を客観的に認識し保証の危険性を的確に判断することは期待できない。保証契約書については、金融機関が自己に有利な内容の「書式」を作成し差し入れられることが一般的であり、保証人がその内容を読んで理解しているとは必ずしもいえない（③「心理的特性」（軽率性））。また、スイスにおいては、保証による信用貸しが諸外国よりも一般化しているという事情があるとされる（④「社会的特性」¹⁾）。

(ii) 債権者の保証人に対する注意義務の性質・拡大、強行法規化

債権者の注意義務に関する規定は、旧スイス債務法（一九一一年法）において、すでに設けられていたが、強行規定とはされていなかった。そのため、債権者（銀行）は、保証人がそれらの保証人保護規定を主張することを、事

前に放棄させることができた。そこで、スイス債務法（一九四一年法）は、四九二条四項において、「保証人は、法律上異なる定めのない限り、本節（保証）において保証人に与えられた権利を事前に放棄することができない。」とする規定を導入した。その結果、保証法における債権者の注意義務その他の多くの重要規定は、強行規定と位置付けられた。したがって、同条四項に反する約定は、無効とされた。^②

保証契約は「片務契約」であり、保証人だけが債務を負い、債権者は権利のみを有する。これと異なる特約は、もちろん許される。しかしここで問題となるのは、保証契約から債権者の注意義務が生じるかどうかである。債権者は、その権利行使において、「信義にしたがって行為しなければならない。」「権利の明白な濫用は法的保護を有しない。」（スイス民法二条）。この法理は、保証人に対する債権者の行為についても適用される。したがって、債権者は、全くの恣意によって保証人の法的地位を悪化させてはならず、悪意によって保証人の利益を侵害してはならない。諸般の事情から、保証の引受に際して、債権者と保証人との間に、主たる債務者によって約された担保の設定について配慮する旨の黙示の合意があると解される場合、債権者はその担保の設定をしなければならない。^③保証人が建築用の融資のために保証を引き受けたことが債権者に認識可能な場合には、債権者は、貸付金がそのために適切に使用されるかを監視する義務を負うと解される。^④

しかし、債権者の「一般的」注意義務は、旧スイス債務法におけると同様に、認められていない（ただし、保証人が保全のために自ら介入できない限りにおいて一般的注意義務を肯定する説が一部にある）。債権者の一般的注意義務は、債権者が受ける利益と対応するものではなく、信用制度としての保証行為に著しく厳しい負担を課することになるとされる。

しかしその一方で、スイス債務法（一九四一年法）においては、以下のように、債権者の「特別」の注意義務に関する規定がさらに展開されている。保証人は、特別の注意義務違反に対して、その履行を訴求することはできない

が、次のような抗弁を主張することができ、場合によっては、損害賠償請求権を行使することもできる。⁽⁵⁾

まず、スイス債務法五〇三条は、「債権者が、保証の引受の際に存在した、または主たる債務者によってその後に獲得されかつ個別に被保証債権のために定められた物的担保またはその他の担保及び優先権を保証人の不利益に減少させる場合、保証人の責任は、損害がその減少額より少ないことが証明されない限り、その減少に応じて減額される。不当利得の返還請求をすることができる（二項）。官吏その他の身元保証において、債権者は、監督義務を負う被用者の監督を怠ったことにより、または債権者にその他期待可能な注意を怠ったことにより、債務が発生した場合、または懈怠がなければ生じなかった範囲に及んだ場合、責めを負う（二項）。債権者は、弁済を行う保証人に、その権利を主張するために役立つ証書を返還し、必要な説明を与えなければならない。同様に、債権者は、保証人に、保証の引受の際に存在した、または主たる債務者によってその後個別にその債権のために設定された物的担保及びその他の担保を返還し、またはその移転のために必要な行為をしなければならぬ。他の債権者のために債権者が有する物的担保及び留置権は、保証人の有する権利より順位において優先する限り、留保される（三項）。債権者がこれらの行為を行うことを不当に拒絶し、またはその有する証拠資料若しくは債権者が責めを負う物的担保及びその他の担保を、悪意または重過失によって放棄する場合、保証人は免責される。保証人は、弁済された給付の返還を請求することができ、保証人にさらに生じた損害について賠償を請求することができる（四項）。」と規定する。

五〇三条一項は、債権者の担保保存義務について規定する。主たる債務には、保証だけでなく、物的担保その他が設定されていることが多い。保証人が債権者に弁済すれば、それらの権利は代位により保証人に移転する（五〇七条一項）。保証人は、それらの権利によって、主たる債務者等に対する求償を確保することができる。このことから、保証人のために物的担保・その他の担保・優先権を保全する義務が、債権者に課されている（同条一項における

義務の性質・要件・効果については、後述②)。同条二項は、官吏その他の身元保証における債権者の注意義務について規定する。身元保証人は、原則として、被用者が賠償しない損害についてのみ責めを負う。したがって、それは最終不足額支払保証・損害填補保証である。それゆえ、身元保証人は、債権者の悪意または重過失によって損害が生じた場合においてのみ、免責されると解される(争点(軽過失の場合を含むかについて))。身元保証においては、一般的な監督義務が問題となる。債権者が義務を負う監督の不作為の程度は、雇用関係によって決定される。官吏の場合には、連邦法・州法によって決定される。私法上の雇用関係においては、就業規則等の雇用契約によって判断される。さらに、一九四一年の改正によって、「債権者にその他期待可能な注意を怠ったことにより」という文言が追加されている。債権者に期待可能な注意義務は、「信義則」・取引慣行・個別の事案における特別の事情によって判断される。同条三項は、債権者による証拠資料の保全・返還、必要な説明の提供、物的担保等の返還について規定している。保証人は、債権の担保を目的としており、債務の最終的な引受人ではない。保証人は、債権者に弁済すれば、求償権を有する。その弁済額について、債権者の権利が保証人に移転する(五〇七一項)。しかし、この法定地位は、求償権の主張が確保され物的担保等の返還が保全されていることを前提とする。そこで、証拠資料(保証証書・物的担保の証書・債権回収証書・判決書等)の返還・説明の提供・物的担保等の返還について、債権者に注意「義務」が課されている(一方、債権者に弁済し代位した保証人の「権利」の視点から構成すべきとする主張がある(Giovanoli))。保証人が求償を難なく実行するには、証拠資料の保全・返還に加えて、それを補足する債権者による説明(債権の主張を根拠付けるために必要な説明)を要する場合が多い。物的担保等は、保証人の代位によってすでに移転しているため、その返還において問題となるのは、「占有」の移転である(善意の第三者の出現を想定)⁶⁾。不動産担保については、登記の移転が必要となる。物的担保等の返還は、保証人による弁済と引換になされる。同条四項は、情報提供義務及び返還義務(同条三項)に違反した場合の効果について規定している。保証人は、債権者が

証拠資料の返還・必要な説明・物的担保等の返還及びその引渡しに必要な行為を行うことを不当に拒絶した場合に、免責される。拒絶が「不当」であることが要件とされる（文言の追加）が、債権者の過失の証明は要しない。また、保証人は、債権者が証拠資料及び物的担保等を悪意または重過失によって放棄する場合、免責される。証拠資料の返還及び必要な説明の提供の場合について、免責原因が追加されている（旧スイス債務法五一〇条との違い）。さらに、保証人は、免責されることにより、すでになされた給付の返還を請求することができる、債権者に帰責性のある限りにおいて、保証人に生じた損害の賠償を請求することができる（この場合、債権者が負う *Obliegenheit* は *Pflicht* となる⁷⁾）。

次に、五〇四条は、「主たる債務が弁済期にある場合、主たる債務者の破産によるときでも、保証人は、いつでも、債権者が弁済を受領することを請求することができる。一つの債権のために複数の保証人が責めを負う場合、債権者は、一部弁済額が少なくとも弁済する保証人の負担部分であるとき、その受領義務を負う（一項）。保証人は、債権者がその弁済を不当に拒絶する場合、免責される。この場合、共同連帯保証人の責任は、その負担部分について減少する（二項）。債権者が主たる債務を受領する意思がある場合、保証人は、その弁済期前においても、債権者に弁済することができる。ただし、主たる債務者に対する求償は、その弁済期の到来後においてはじめて主張することができる（三項）。」と規定する。

受領遅滞については、九一条以下において一般規定が置かれており、五〇四条は保証債務についての特別規定である。五〇四条一項は、保証人による弁済に関する債権者の受領義務について規定する。保証人は、主たる債務者が遅滞に陥っている場合、債権回収・訴訟費用、利息等について責めを負わなければならない（四九九条二項）。保証人は、自己の債務が弁済期にない場合においても、弁済することについて利益を有する。共同保証の場合には、保証人による弁済が一部弁済であっても、その保証人の負担部分以上であるときは、債権者に受領義務を課してい

る。同条二項は、債権者の不当な受領拒絶による免責効果について規定する。保証人の免責は、債権者がその弁済を「不当」に拒絶する場合にのみ生じる。受領の拒絶が客観的な理由によって正当化されなければ十分であり、債権者の過失の証明は要しない。債権者による不当な受領拒絶は、九一条においても要件とされているが、五〇四条においては、義務違反の効果が強化されている（供託等（九二条以下）ではなく請求権の喪失（ただし、これに対する批判が一部にある（Bucher⁸）））。

さらに、五〇五条は、「主たる債務者が、元金の弁済、半年間の利息の弁済、または年次償還金について、六ヶ月間遅滞にある場合、債権者は、保証人に通知しなければならない。債権者は、請求があれば、いつでも、主たる債務者の状況について、保証人に情報を提供しなければならない（一項）。主たる債務者が破産及び Nachlassverfahren にある場合、債権者は、その債権の届出を行い、またその権利の保全のために債権者に期待されるその他全ての措置を講じなければならない。債権者は、破産及び Nachlassfundung を知ったとき、直ちに保証人にそれを知りしななければならない（二項）。債権者は、これらの行為の一つを怠る場合、その懈怠によって保証人に損害が生じる限りにおいて、保証人に対する請求権を喪失する（三項）。」と規定する。

五〇五条一項は、主たる債務者の遅滞金に関する債権者の通知義務及び情報提供義務について規定する。保証人は、主たる債務者の遅滞状況について債権者から通知を受けることによって、適切な対応措置（主たる債務者に対する担保の設定・保証の免責請求（五〇六条）、債権者に対する権利行使の請求（五一一条）等）を講じることができる。通知義務は、六ヶ月間の遅滞の事実によって発生する（催告は不要）。また、保証人は、保証契約の締結の際に予想しない責めを負う危険があるため、適時に対応できなければならない。そこで、主たる債務者の状況についての情報提供義務を、債権者に課している。情報提供は、いつでも請求することができ、銀行の秘密に優先する。五〇五条二項は、主たる債務者の破産及び Nachlassverfahren（債権の減額・猶予による再生手続）における届出・その他の措

置、保証人への通知について規定する（旧五一一条は「破産」の場合における届出・通知義務についてのみ規定）。債権者は、各手続にしたがって適切に債権の届出を行うとともに、物的担保（留置権等）についても届け出なければならない^⑨。改正法においては、破産及び Nachlassverfahren における届出義務に加えて、さらに、権利の保全のために債権者に期待されるその他全ての措置を講じる義務を課し明文化している（旧法における争点）。債権者の保証人に対する誠実義務の現れと解される。債権者に期待される措置は、原則として、個別の事案における諸事情（債権者が負う費用等の負担・保証人が受ける不利益、保証人が受ける反対給付の有無等）を考慮して判断されるが、債権者に過剰な負担となるものであつてはならない（債権者集会への参加義務・財産処分^⑩の監視義務・異議申立義務等は原則としてない。順位保全の訴えについては見解の対立がある）。また、保証人への通知が価値を有する場合には、債権者は、破産及び Nachlassstundung（猶予）について知った後すぐに、保証人に通知しなければならない（保証人がそれを知っている場合には通知を要しない）。この通知によつて、保証人には、必要な場合には、破産及び Nachlassverfahren における届出等を、自ら行うことが可能となる。債権者の通知義務も、保証人に対する誠実義務によつて根拠付けられる。五〇五条三項は、債権者の義務違反の効果について規定する。主たる債務者の状況に関する情報提供、その遅滞金に関する通知、破産及び Nachlassverfahren における届出または通知について、また債権者に期待されるその他の措置について懈怠がある場合、債権者に損害賠償義務が生じる。その懈怠によつて保証人に損害が生じる限りにおいて、債権者は請求権を喪失する^⑩。債権者の責任は、過失責任である（九七条以下）。保証人は、債権者の義務違反・損害・因果関係を証明しなければならぬ。債権者は、過失のないことを証明し、または減額原因（四四条）を主張しなければならない^⑪。

なお、この他にも、債権者の特別の注意義務に関する規定が見られる。期間の定めのある保証において、期間の満了後四週間以内に債権を主張すること等について（五一〇条三項）、期間の定めのない保証において、保証人の請

求による債権の取立等について(五一一条)、債権者に義務が課されている(この他、四九五条が普通保証における取立上の注意について、四九六条が連帯保証における催告について規定する⁽¹²⁾)。

右のように、債権者の特別の注意義務に関する規定が展開されている。この特別の注意義務について、次のような主張が見られる。五〇三条一項及び二項は、債権者に注意義務を課しているが、それは一般的注意義務ではない。改正法においても、一般的注意義務は、保証による貸付けに著しく重い負担を課すとして、認められていない。債権者の注意義務は、法定の二つの場合(担保の減少の禁止及び官吏その他の身元保証における監督義務)に限定される。五〇三条以外にも、債権者の注意義務に関する規定(五〇四条二項・五〇五条等)がある。それらの特別規定における注意義務の拡大は「部分的」なものであり、五〇三条一項及び二項に基づく義務についてはその拡大はないとする主張がある(Beck⁽¹³⁾)。

これに対して、改正法では、五〇三条(欄外・条文見出し)において、注意義務(Sorgfaltspflicht)という表現が用いられている。Sorgfaltspflicht とこう表現は、Bundesrat における草案において初めて登場した表現であり、債権者の保証人に対する「誠実義務」が旧法よりも強調されていることを示唆する。これは、判例の展開に対応するものであり、保証人の保護を目的とする改正法による債権者の義務の拡大とも対応する。債権者には一般的な無制限の注意義務はないとしても、五〇三条その他の規定において確立された注意義務が、保証人に対する誠実義務の一つの「現れ」として課される。債権者の注意義務が一九四一年の法改正によって大幅に拡大される一方で、その注意義務に関する規定は強行規定と位置付けられ、当事者は任意に処分することができない(四九二条四項)。そのため今や、債権者の注意義務は例外的なものとはほとんどいえない。したがって、改正法による債権者の注意義務は、縮小解釈されるのではなく、その趣旨と内容にしたがって解釈されなければならない。その趣旨等は、契約法を支配する信義則(スイス民法二条)から明らかとなる。債権者の注意義務の「範囲」は、個別の事案における全て

の事情を考慮して決定される。主たる債務者に対する請求権にすでに危険が存在することまたは危険が差し迫っていることを知っている場合、そのような事情は誠実義務を拡大する。他方、銀行の秘密、顧客である主たる債務者への配慮のように、誠実義務の制限を生じさせる事情もある。もともと、主たる債務者の財産状態に関する一般的な監督義務はないとする主張がある (Giovannoli)¹⁴⁾。

(iii) 小 括

以上のように、スイス債務法(一九四一年法)においては、保証人が負う特別な危険を考慮して、特別な配慮がなされている。まず、四九二条四項において、債権者の注意義務を含む保証法における主要な規定は「強行規定」と位置付けられ、同条四項に反する約定は無効とされた。また、保証契約は片務契約であるが、「信義則等」の法理(スイス民法二条)は、保証人に対する債権者の行為についても適用され、事情によっては債権者に注意義務が生じると解されている(判例・学説の展開)。さらに、債権者の一般的注意義務は認められない(支配的見解)が、債権者の「特別」の注意義務に関する複数の規定が導入されている(五〇三条以下)。

五〇三条においては、債権者の担保保存義務(同条一項(効果・減責))、官吏その他の身元保証における債権者の注意義務(同条二項)、債権者による証拠資料の保全・返還、必要な説明の提供、物的担保等の返還(同条三項)、情報提供義務及び返還義務(同条三項)に違反した場合の効果(同条四項)について、詳細な明文規定が置かれている。同条二項においては、「債権者にその他期待可能な注意を怠ったことにより」という文言が追加されている。しかも、債権者に期待可能な注意義務は、「信義則」・取引慣行・個別の事案における特別の事情によって判断され、債権者の注意義務の範囲は解釈に委ねられている。同条四項においては、証拠資料の返還及び必要な説明の提供の場合について、免責原因が追加されている(要件として拒絶の不当性を追加)。義務違反に対して強い法的効果が認められている。保証人の免責、給付の返還請求、さらに、債権者に帰責性のある場合には、損害賠償請求も認めら

れている。

五〇四条は、保証人による弁済に関する債権者の受領義務（同条一項）、債権者の不当な受領拒絶による免責効果（同条二項）について規定する（保証契約における受領義務の特別規定）。共同保証の場合には、一部弁済の場合でも、それが負担部分以上であれば、債権者に受領義務が生じる（同条一項）。債権者による不当な受領拒絶（客観的理由の不存在）によって、保証人は「免責」され、義務違反の効果が強化されている（一般規定では供託等（九二条以下））。

五〇五条は、主たる債務者の遅滞金に関する債権者の通知義務及び情報提供義務（同条一項）、主たる債務者の破産及び Nachlaßverfahren における届出・その他の措置、保証人への通知（同条二項）、債権者の義務違反の効果（同条三項）について規定する。同条二項においては、破産だけでなく Nachlaßverfahren においても届出義務が課されており、さらに、権利の保全のために債権者に期待されるその他全ての措置を講じる義務が課されている。

債権者の特別の注意義務は、その「位置付け」について主張の対立が見られる。特別規定における注意義務を限定的に解する主張と、解釈による拡大を認める主張がある。特別の注意義務の位置付けの違いは、注意義務の「範囲の解釈」に影響する。Beck は、五〇三条一項及び二項（債権者の注意義務の主たる規定）において、義務違反の効果は強化されているが、債権者の注意義務の拡大はないとし、その他の規定（五〇四条二項及び五〇五条等）においては、部分的な拡大にとどまるとする。これに対して、Giovannoli は、改正法によって、債権者の注意義務は大幅に拡大され、しかもその注意義務に関する規定は強行規定とされている（四九二条四項）ことから、債権者の注意義務は、もはや例外的なものであるとはいえないとする。したがって、債権者の注意義務は、縮小解釈されるのではなく、信義則に基づいて諸般の事情を考慮して解釈されなければならない。特別の注意義務の根底には、保証人に對する「誠実義務」があり、特別の注意義務は、誠実義務が具体化した一つの「現れ」であるとするとする（有力化）。

- (一) Guhl, Das neue Bürgschaftsrecht der Schweiz, 1942, SS. 9-11.
- (二) Guhl, a. a. O., SS. 13, 25 ; Scyboz, Schweizerisches Privatrecht, Bd. VIII/2, Obligationenrecht, Besondere Vertragsverhältnisse, 2. Halbband, 1979, SS. 354-355 ; Beck, Das neue Bürgschaftsrecht, 1942, Art. 503 N7 ff.
- (三) BGE48 II, 375, 382.
- (四) BGE64 II, 208, 216 ff.
- (五) Guhl, a. a. O., SS. 80-81 ; Beck, Art. 503 N11 ff. ; Scyboz, a. a. O., SS. 357, 404-405 ; Kommentar zum Schweizerischen Zivilgesetzbuch, Obligationenrecht, herausgegeben von H. Becker, Bd. VI, erläutert von S. Giovanoli, 1942 (=BK-Giovanoli, 1942), Art. 503 N1 ff. ; Kommentar zum Schweizerischen Privatrecht, herausgegeben von Arthur Meier-Hayoz, Bd. VII/2, Das Obligationenrecht, Die einzelnen Vertragsverhältnisse, 7. Teilband, erläutert von S. Giovanoli, 2. Aufl., 1978 (=BK-Giovanoli, 1978), Art. 503 N1 ff. ; Bucher, Obligationenrecht, Besonderer Teil, 3. Aufl., 1988, SS. 300 ff. ; Kommentar zum Schweizerischen Privatrecht, Obligationenrecht I, Herausgeber H. Honsell, N. P. Vogt, W. Wiegand, 2. Aufl., 1996(=HK-Pestalozzi), Art. 503 N1 ff. ; Guhl/Koller/Schwyder/Druey, Das Schweizerische Obligationenrecht, 9. Aufl., 2000, SS. 638, 640 ; P-äjudizienbuch zum OR, Rechtsprechung des Bundesgerichts, 5. Aufl., herausgegeben von P. Gauch, bearbeitet von V. Aeppli, H. Stöckli, 2002(=Gauch/Aeppli/Stöckli), Art. 503 N1 ff. ; Huguenin, Obligationenrecht, Besonderer Teil, 3. Aufl., 2008, SS. 194-195 ; Schmid/Stöckli, Schweizerisches Obligationenrecht, Besonderer Teil, 2010, S. 322 ; Honsell, Schweizerisches Obligationenrecht, Besonderer Teil, 9. Aufl., 2010, SS. 420-421.
- (六) BGE45 II, 664, 669 ff.
- (七) BK-Giovanoli, 1978, Art. 503 N1 ff. ; Guhl, a. a. O., SS. 81-87 ; BK-Giovanoli, 1942, Art. 503 N1 ff. ; Beck, Art. 503 N11 ff. ; Scyboz, a. a. O., SS. 407-412 ; Bucher, a. a. O., SS. 302-304, 306 ; HK-Pestalozzi, Art. 503 N1 ff. ; Gauch/Aeppli/Stöckli, Art. 503 N1 ff. ; Huguenin, a. a. O., S. 195 ; Honsell, a. a. O., S. 420.
- (八) BK-Giovanoli, 1978, Art. 504 N1 ff. ; Beck, Art. 504 N1 ff. ; Scyboz, a. a. O., SS. 406-407 ; HK-Pestalozzi, Art. 504 N1 ff. ; Bucher, a. a. O., S. 300 ; Huguenin, a. a. O., S. 194.
- (九) BGE64 III, 147, 156.
- (一〇) BGE64 III, 147, 157.
- (一一) BK-Giovanoli, 1978, Art. 505 N1 ff. ; HK-Pestalozzi, Art. 505 N1 ff. ; Beck, Art. 505 N1 ff. ; Scyboz, a. a. O., SS.

410-411 : Bucher, a. a. O., S. 304.

(2) HK-Pestalozzi, Art. 503 N1 f. ; BK-Giovanoli, 1978, Art. 503 N1 a.

(3) Beck, Art. 503 N12.

(4) BK-Giovanoli, 1978, Art. 503 N4 ff.